

## 高知市簡易専用水道等取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、簡易専用水道等の適正な管理のために必要な事項を定めることにより、衛生的で安全な水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (対象施設)

第2条 この要綱の対象となる施設は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第7項に規定する簡易専用水道及び法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道（以下「簡易専用水道等」という。）とする。ただし、水道事業の用に供する水道及び専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽（有効容量が10立方メートル以下のもの）を有する施設の指導については、高知市飲用井戸等衛生対策要綱（平成10年告示第53号）の定めるところによる。

2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の適用がある簡易専用水道については、同法の規定を優先して適用するものとする。

### (水道事業者の通知)

第3条 水道事業者は、簡易専用水道等への給水を確認したとき、又は施設等に変更等が生じたときは、簡易専用水道等設置状況通知書（第1号様式）により、その設置状況を保健所長に通知するものとする。

### (簡易専用水道の設置届等)

第4条 簡易専用水道の設置者（以下「設置者」という。）は、当該簡易専用水道の設置について、簡易専用水道設置届（第2号様式）に所定の簡易専用水道設置票を添えて保健所長に届け出るものとする。

2 設置者は、前項の規定による届出の内容又は当該届出に係る簡易専用水道の施設設備（受水槽、高置水槽及びポンプをいう。以下同じ。）に変更が生じたときは、簡易専用水道届出事項（設備）変更届（第3号様式）により保健所長に届け出るものとする。この場合において、当該届出が施設設備の変更によるものであるときは、当該変更に係る部分を記載した簡易専用水道設置票を添えるものとする。

3 設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道廃止届（第4号様式）により保健所長に届け出るものとする。

### (管理者)

第5条 設置者は、その設置に係る簡易専用水道について、適正にその管理を行うことのできる者を管理者として選任することができる。

### (登録簡易専用水道検査機関への通知)

第6条 保健所長は、第4条の規定による届出があったときは、速やかに簡易専用水道届出通知書（第5号様式）により、登録簡易専用水道検査機関（法第34条の2第2項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

### (検査結果の報告)

第7条 登録簡易専用水道検査機関は、毎月、法第34条の2第2項の規定による検査（以下「検査」という。）の結果を翌月10日までに簡易専用水道検査実施状況報告書（第6号様式）により保健所長に報告するものとする。

2 前項に規定するもののほか、登録簡易専用水道検査機関は、毎年度の検査結果について、各年度の終了後3月以内に保健所長に報告するものとする。

### (衛生上の問題がある場合の措置)

第8条 登録簡易専用水道検査機関は、その検査した簡易専用水道が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、直ちに簡易専用水道検査結果について（第7号様式）により保健所長に報告するとともに、設置者に対し速やかに対策を講ずるよう指導及び助言をするものとする。

(1) 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 水槽内に動物等の死骸があるとき。

(3) 給水栓における水質の検査において、異常が認められるとき。

(4) 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがあるとき。

(5) マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがあるとき。

(6) その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認めるとき。

2 設置者は、前項各号のいずれかに該当し、登録簡易専用水道検査機関から助言を受けたときは、その内容について保健所長に報告するものとする。

### (指導及び立入検査等)

第9条 保健所長は、第3条の規定により簡易専用水道への給水を確認した旨の通知があったときは、設置

者に対し第4条の届出をすべき旨を指導するものとする。

2 保健所長は、第6条の通知及び第7条の報告に基づき未検査の設置者を把握したときは、必要な指導を行うものとする。

3 保健所長は、前条の報告があったときは、速やかに法第39条第3項の規定による立入検査(以下「立入検査」という。)を実施し、その改善のため必要な指導を行うものとする。

4 前3項に規定するもののほか、保健所長は、簡易専用水道の適正な管理を確保するため必要があると認めるときは、必要な指導をし、若しくは報告を求め、又は立入検査を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に効力を有する高知県簡易専用水道等取扱要領(平成9年4月1日制定。以下「県要領」という。)の規定に基づきされた届出その他の行為のうち、この要綱の施行の日以後において保健所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この要綱の相当規定に基づきされたものとみなす。

(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)

3 鏡村及び土佐山村の編入(以下この項において「編入」という。)の際現に効力を有する県要領の規定に基づきされた届出その他の行為のうち、編入の日以後において保健所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この要綱の相当規定に基づきされたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

4 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に効力を有する県要領の規定に基づきされた届出その他の行為のうち、編入の日以後において保健所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この要綱の相当規定に基づきされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の高知市簡易専用水道等取扱要綱(以下「改正後の要綱」という。)附則第2項の規定は平成10年4月1日から、改正後の要綱附則第3項の規定は平成17年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年1月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市簡易専用水道等取扱要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市簡易専用水道等取扱要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市簡易専用水道等取扱要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市簡易専用水道等取扱要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年5月2日から施行する。

高知市保健所長 様

水道事業者の名称

簡易専用水道等設置状況通知書

年 月分の簡易専用水道等の設置状況は、下記のとおりです。

記

新設， 変更 又は 廃止の該当する個所 に○印を付け，  
その年月日を記入する。



新設	変更	廃止			設置者氏名	施設の概要		新設等年月日
水道台帳番号					電話番号 ( ) -	受水槽	容量	. .
建築物の名称・種類							有効容量	
所在地			設置者住所		高置	容量	簡 専 小規模	

新設	変更	廃止			設置者氏名	施設の概要		新設等年月日
水道台帳番号					電話番号 ( ) -	受水槽	容量	. .
建築物の名称・種類							有効容量	
所在地			設置者住所		高置	容量	簡 専 小規模	

新設	変更	廃止			設置者氏名	施設の概要		新設等年月日
水道台帳番号					電話番号 ( ) -	受水槽	容量	. .
建築物の名称・種類							有効容量	
所在地			設置者住所		高置	容量	簡 専 小規模	

新設	変更	廃止			設置者氏名	施設の概要		新設等年月日
水道台帳番号					電話番号 ( ) -	受水槽	容量	. .
建築物の名称・種類							有効容量	
所在地			設置者住所		高置	容量	簡 専 小規模	

## 簡易専用水道設置届

年 月 日

高知市保健所長 様

設置者	住 所 (所在地)	
	フリガナ	
	氏 名 (名称)	
	法人にあつては、 代表者の氏名	
	電話番号	(       )       —

次のとおり簡易専用水道を設置したので、高知市簡易専用水道等取扱要綱第 4 条第 1 項の規定により、簡易専用水道設置票を添えて届け出ます。

建築物の名称・種類				
所在地				
管理者				
使用開始年月日	年 月 日			
受水槽容量	全容量	m <sup>3</sup>	有効容量	m <sup>3</sup>
高置水槽基数・全容量	基数	基	全容量	m <sup>3</sup>

水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定による簡易専用水道の管理の検査の円滑な実施を推進するため、この届出の内容について、高知市簡易専用水道等取扱要綱第 6 条の規定に基づき、保健所長が登録簡易専用水道検査機関である一般財団法人高知県環境検査センターに通知することに同意します。

簡易専用水道届出事項(設備)変更届

年 月 日

高知市保健所長 様

設置者	住 所 (所在地)	
	フリガナ	
	氏 名 (名称)	
	法人にあつては, 代表者の氏名	
	電話番号	( ) —

次のとおり簡易専用水道の届出事項を変更したので、高知市簡易専用水道等取扱要綱第 4 条第 2 項の規定により届け出ます。

建築物の名称・種類		
所 在 地		
変 更 事 項		
変更前	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

添付書類 施設設備の変更の場合は、簡易専用水道設置票を添えること。

水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定による簡易専用水道の管理の検査の円滑な実施を推進するため、この届出の内容について、高知市簡易専用水道等取扱要綱第 6 条の規定に基づき、保健所長が登録簡易専用水道検査機関である一般財団法人高知県環境検査センターに通知することに同意します。

第4号様式

簡易専用水道廃止届

年 月 日

高知市保健所長 様

設置者	住 所 (所在地)	
	フリガナ	
	氏 名 (名称)	
	法人にあつては、 代表者の氏名	
	電話番号	( ) —

次のとおり簡易専用水道を廃止したので、高知市簡易専用水道等取扱要綱第4条第3項の規定により、届け出ます。

建築物の名称	
所在地	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

この届出の内容について、高知市簡易専用水道等取扱要綱第6条の規定に基づき、保健所長が登録簡易専用水道検査機関である一般財団法人高知県環境検査センターに通知することに同意します。

登録簡易専用水道検査機関名 様

高知市保健所長

## 簡易専用水道届出通知書

このことについて、高知市簡易専用水道等取扱要綱第 6 条の規定により、次のとおり通知します。

### 記

1 設置届・廃止届

設置・廃止の 区分	設置者住所・氏名	建築物の名称・所在地 (電話番号)	保健所台帳番号

2 変更届

変更事項	設置者住所・氏名	建築物の名称・所在地 (電話番号)	保健所台帳番号

※ 件数が多いときは、別紙に記入すること。

※ 添付書類 設置票の写し

# 簡易専用水道検査実施状況報告書

年 月 日

高知市保健所長

登録簡易専用水道検査機関名  
代表者名

高知市簡易水道等取扱要綱第7条の規定により（ ）月分の検査実績状況を次のとおり報告します。

台帳番号	建築物の名称	所在地	設置者氏名	備考

(注) 毎月10日までに前月分を報告すること。



高知市保健所長 様

登録簡易専用水道検査機関名  
代表者名

簡易専用水道検査結果について（報告）

水道法第34条の2第2項の規定による検査の結果、別紙のとおり衛生上問題があると認められたので報告します。

(別紙)

検査実施日			
建築物の名称			
所在地			
設置者氏名		担当者名	
設置者住所・電話番号	( ) -		
検査者氏名			
検査を行った結果、衛生上問題があると認められた事項及びその対策助言事項			
衛生上の問題点			
対策助言内容			

(注) 検査結果書の写しを添付すること。